

第八次前橋市総合計画策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

第八次前橋市総合計画策定支援業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

本市においては、平成30年度から令和9年度の10年間を計画期間とする最上位計画「第七次前橋市総合計画」に基づき、将来都市像『新しい価値の創造都市・前橋』の実現に向けて、これまで各種施策に取り組んでいます。

近年の人口減少や年齢構造の変化に加え、激変する気象状況や頻発する自然災害など多様化・複雑化する様々な行政課題に直面し、その対応を迫られることになります。

こうした激しい社会情勢の変化の中でも、進むべき方向を見失わずに市政運営を展開するため令和10年度を初年度とする「第八次前橋市総合計画」を策定することを目的とします。

2 業務の内容・概要

(1) 業務名 第八次前橋市総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

〈1年目〉

- ①現状分析・課題整理
- ②計画体系・方向性の構築支援、各論点に関する助言
- ③市民参加・合意形成支援
- ④府内調整・会議運営支援

〈2年目〉

- ⑤総合計画の検討、作成
- ⑥市民参加・合意形成支援
- ⑦府内調整・会議運営支援
- ⑧計画書作成支援

※業務の内容の詳細は、別紙仕様書（案）を参照してください。

3 予算額

1年目 20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2年目 10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
を予算の上限額とします。

※本プロポーザルは、2年間の業務を対象に提案いただきます。債務負担行為の議決を受けているため、契約は2年間としますが、支払いは上記の上限額の範囲内で単年度毎に行います。

4 契約期間・履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査において、資格の認定を受けていること。
なお、公募受付開始時において当該資格を有しない場合は、下記の書類を提出すること。
 - ア) 直近の決算に係る財務諸表（直近2か年度分）
 - イ) 登記事項証明書の写し ※申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
 - ウ) 下記納税証明書の写し ※申請日以前3ヶ月以内の証明日のもの
 - ①国税
 - ②本店所在地における市区町村税

※支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の市区町村税

- エ) 法人の定款、誓約書、資格認定書の写し、会社のパンフレット など

※契約締結にあたっては、入札参加資格申請（令和8年4月1日から随時申請）を行い、令和8年第1四半期までに業者等登録が完了することを条件とする。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

6 スケジュール

プロポーザル公告日

令和8年1月16日（金）

プロポーザル実施要領・仕様書の公表

令和8年1月16日（金）

質問受付期間

令和8年1月16日（金）

質問書への回答期限	～ 令和8年2月4日（水）
提出書類受付期限	令和8年2月10日（火）
第一次審査	令和8年2月13日（金）必着
第二次審査	令和8年2月20日（金）予定
審査結果通知書の発送	令和8年3月2日（月）予定
契約締結、業務開始	令和8年3月10日（火）予定
	令和8年4月1日（水）予定

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和8年1月16日（金）から令和8年2月4日（水）まで
質問様式	別紙質問書様式
提出方法	FAX又はメールで提出してください。
提出先	要領中14番に明記
回答方法	令和8年2月10日（火）まで（応募のあった事業者すべてにメールで回答するとともに）前橋市ホームページに掲載します。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

（1）応募申込書について

① 受付期間	令和8年1月16日（金）から 令和8年2月13日（金）午後5時まで（必着）
② 提出方法	持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による
③ 応募申請書	別紙「様式1」
④ 提出書類	別紙「提出書類一覧」のとおり

（2）企画提案書について

① 受付期間	令和8年1月16日（金）から令和8年2月13日（金） 午後5時まで（必着）
② 提出方法	持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による
③ 企画提案書	8部
※	表紙に「業務名」と「応募者」が分かれるよう記載すること
※	企画提案書は表紙を除いて、20項を上限とすること
※	企画提案には、以下の項目を必ず含めること
ア	会社概要
イ	事業実績
ウ	価格
エ	提案内容（※2年間の行程がわかるように作成すること）

- a. 現状分析、課題整理
 - b. 市民参加・合意形成支援
 - c. 計画体系、方向性、構築支援
 - d. 庁内調整・会議支援
 - e. 評価・進行管理
 - f. 創意工夫・付加価値
- ※ 提案内容の様式は自由とする。ただし、サイズはA4版の両面印刷（長辺綴じ）で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。
ただし、提出書類一覧の他に、審査、選考上、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

（3）見積書の提出について

- ① 受付期間・提出方法は企画提案書に同じ
- ② 必要部数 8部
- ③ 見積金額内訳明細書（任意様式）を添付すること。

（4）提出書類の取り扱い

- ① 記載内容の変更等の禁止
提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
- ② 提出書類の返却
提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
- ③ 費用について
応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ④ 公表について
選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。
- ⑤ 資料の取扱い
市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類に基づき、第一次審査を行います。その後、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる第二次審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

（1）第一次審査

- ① 日 時 令和8年2月20日（金）予定
提出された書類に基づき、候補者を選出します。
- ② 審査結果発送予定 令和8年2月25日（水）予定 応募者すべてに連絡しま

す。

(2) 第二次審査

- ① 日 時 令和8年3月2日（月）午後を予定
提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、候補者を選出します。
- ② 審査項目 A. 会社概要
B. 業務実績
C. 現状分析・課題整理
D. 市民参加・合意形成
E. 提案内容
F. プrezen評価
※プレゼンテーションは、様式2で示したプロジェクトリーダー本人が行ってください
※プレゼンテーション会場は上限3名まで入室可能（予定）
- ③ 審査結果発送予定 令和8年3月10日（火）予定
審査を受けた事業者すべてに連絡します。

(3) 選定審査委員会

選定に当たっては、外部委員等で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(4) 選定基準

- ① 事業の理念及び仕様書（案）に基づく運営が図られるか。
② 事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。
なお、次に該当する応募は失格とします。
- ・資格要件を欠くもの
 - ・提出書類に虚偽の記載があったもの
 - ・見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
 - ・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
 - ・複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
 - ・その他選定に係る不正行為があったもの
 - ・本実施要領（仕様書及びこれに付属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合
 - ・ほかの提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合

(5) 契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も高い者を）契約候補者（優先交渉者）して選定する。
- ② 契約候補者となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の

点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

- ③ 提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての提案者に文書により通知するとともに、前橋市ホームページにおいて公表します。時期は、令和 8 年 3 月中旬以降を予定しています。

(7) その他留意事項

① 応募団体に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

② 選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。

11 特記事項

特になし

12 その他

(1) 応募提出書類に係る事項

- ① 提案された企画提案書等は、契約候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- ② 企画提案は、1 提案者につき 1 点とする。

③ 本公募手続きにおいて、用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨（円）、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定める単位とする。

(2) 費用について

企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とします。また、プレゼンテーションの実施経費についても同様とします。

13 別添資料等

- (1) 第八次前橋市総合計画策定支援業務仕様書（案）
- (2) 提出書類一覧
- (3) 応募申請書、業務実施体制申告書及び誓約書（様式 1～3）
- (4) 第八次前橋市総合計画策定支援業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

(5) 質問票（様式4）

(6) 辞退届（様式5）

14 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 未来創造部 政策推進課

担当 猪熊

電話番号 027-898-6512

FAX 027-224-3003

Email : seisaku@city.maebashi.gunma.jp